

2. 保有山林面積規模別林業経営体数（平成17年～平成27年）

単位：経営体

年次	区分	総数	保有山林なし	3ha未満	3～5ha	5～10ha	10～20ha	20～30ha	30～50ha	50～100ha	100～500ha	500～1,000ha	1,000ha以上
十和田市													
平成17年		331	5	5	127	105	53	10	10	4	9	2	1
平成22年		253	6	1	81	82	43	10	11	4	11	1	3
平成27年		192	4	4	68	60	33	4	4	5	7	1	2
旧十和田市													
平成17年		224	2	5	88	75	32	6	7	3	5	1	-
平成22年		173	3	1	49	65	24	8	7	4	8	1	3
平成27年		133	2	2	48	45	19	4	1	5	4	1	2
旧十和田湖町													
平成17年		107	3	-	39	30	21	4	3	1	4	1	1
平成22年		80	3	-	32	17	19	2	4	-	3	-	-
平成27年		59	2	2	20	15	14	-	3	-	3	-	-

(注) ①旧十和田市、旧十和田湖町の数値は、それぞれ旧十和田市区域、旧十和田湖町区域のもの。

②林業経営体とは、林産物の生産を行うか又は委託を受けて林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭数が一定規模以上の林業生産活動を行う者（組織の場合は代表者）をいう。

③保有山林とは、世帯又は組織が単独で経営できる山林をいい、個人、会社等が実際に所有している山林（所有山林）から山林として使用する目的で貸している土地（貸付林）を除いたものに、山林として使用する目的で借りている土地（借入林）を加えたものをいう。